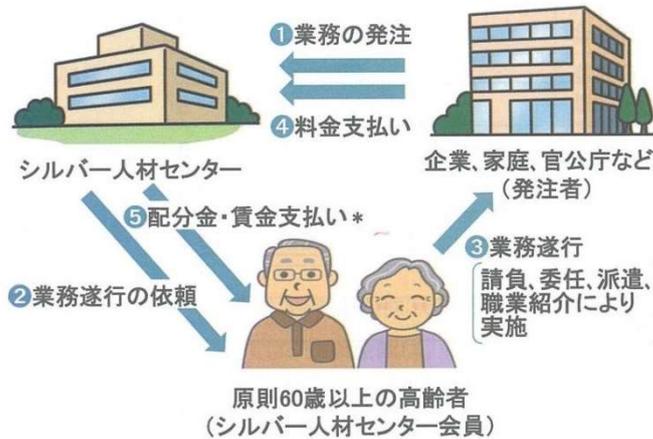


4 仕事のしくみ

○ シルバー人材センターの仕組み



* 職業紹介により業務を遂行する場合、賃金は発注者が会員へ支払います。

○ シルバー人材センターの目的

(高齢者の生活の充実)

- **高齢者の生きがいの充実、健康維持**
高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図る
- **高齢者の生活の安定**
高齢者に働く機会を提供し、高齢者の経済的な生活の安定を図る

(地域社会への貢献)

- **地域社会の維持・発展**
高齢者が地域社会の担い手として働くことを通じて、地域社会の維持・発展を図る
- **現役世代の下支え**
育児・介護などの現役世代を支える分野で高齢者が働くことを通じて、現役世代の活躍を推進する
- **企業などの人手不足の解消**
サービス業などの人手不足分野で高齢者が働くことを通じて、企業などの人手不足を解消する

シルバー人材センターは地域社会の日常生活に密着した仕事を、民間企業・一般家庭・官公庁等から有償で引き受け、これを会員に請負・委任、派遣、職業紹介の形式で提供します。

そして請負・委任会員は、その仕事を遂行し、完成させることによって仕事の内容と就業の実績に応じて配分金を、派遣、職業紹介会員は発注者の指揮命令に従い労働して賃金を受け取るようになります。

発注者と請負・委任会員の関係は、センターを通じて結ばれることになり、両者の間には雇用関係はもちろんのこと請負または委任の関係も直接には成立せず、労災保険、雇用保険及び健康保険の適用もありません。

しかし、派遣会員の場合はシルバー人材センター連合会に雇用され、職業紹介会員の場合は発注者に雇用され、労働者となり、労災保険が適用されます。

なお、公平に仕事をしていただくため、ワークシェアリング、ローテーション就業しています。就業基準により、一定期間以上の同一就業はできません（専門技術・技能分野は除きます）。